

竹原市公告第 26 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

平成27年7月15日

竹原市長 吉田 基

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ竹原店 B棟

竹原市下野町3293

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社フジ

代表取締役 尾崎 英雄

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前		変 更 後	
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻	午前 9 時	開店時刻	午前 7 時
	閉店時刻	午後 9 時	閉店時刻	午後 9 時 3 0 分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 3 0 分から 午後 9 時 3 0 分まで		午前 6 時 3 0 分から 午後 1 0 時まで	

(4) 変更する年月日

平成 2 7 年 7 月 1 日

(5) 変更する理由

早朝・夜間の購買ニーズに対応するため。

2 届出年月日

平成 2 7 年 6 月 3 0 日

3 縦覧場所

竹原市中央五丁目 1 番 3 5 号

竹原市建設産業部産業振興課